



## 新たな経営安定対策と資源保全施策等の10の疑問

Q1. 経営安定対策の対象経営や単価水準など制度の詳細は、3月の基本計画の策定時に決定されるのですか？

A 経営安定対策の対象経営の規模要件や支払単価の水準などの具体的な内容は、19年産からの導入に向けて予算化していく段階(今年夏～秋を想定)で確定させていく考えです。

Q2 今後は担い手と担い手以外で政策が区分されるのですか？

A 農業者の高齢化や担い手不足が問題となっている一方で、農業経営の規模拡大が遅れています。こうした中、農業の構造改革を進めるためには、担い手に政策支援を集中化・重点化し、早急に担い手を育成・確保していく必要があると考えています。

・Q 小規模農家や兼業農家は施策の対象外になるのですか？

A 小規模農家や兼業農家についても、担い手たる集落営農に参加することにより、担い手を対象とする経営安定対策などのメリットを受ける道も開かれています。なお、農地を担い手に貸して地代収入を得たり、高付加価値農業を行うなど、それぞれの実態に応じた選択肢もあります。

一方、地域振興施策では、小規模農家や兼業農家の農家も、農地・農業用水などの資源の保全管理や地域資源を活用した地域経済の活性化など農村振興を推進する上で重要な地域社会の一員であり、当然、対象となるものです。

・Q 農林水産省は「40万経営体」と言っているがそれはどういうことですか？

A 現行の「農業構造の展望」では、平成22年度に「効率的かつ安定的な農業経営」として40万の経営体を確保するとされていますが、新たな担い手政策は、こうした経営を育成・確保していくために行うものです。したがって、「効率的かつ安定的な農業経営」だけではなく、一定の集落営農を含め「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す者も対象として新たな担い手政策を講じていくということです。

### Q3 担い手は規模要件で一律に決められるのですか？

A 担い手を明確化する制度である「認定農業者制度」は、担い手を規模などの一律の基準で国が選ぶのではなく、市町村が地域の農業経営者の意欲や能力を尊重して認定する仕組みとなっています。

ただし、品目横断的政策の対象者については、日本型の直接支払制度として検討されているものであり、その政策導入の必要性を国民に理解して頂くためにも、一定の規模要件は必要であると考えています。

### ・Q 担い手だけで自給率は向上できるのですか？

A 従来の品目ごとの価格政策については、構造改革の推進を直接の目的としたものではなく、品質をめぐる需要と生産のミスマッチが生ずるなどの面がありました。また、現状のままでは高齢化や担い手不足により国内の農業生産が縮小してしまうことが懸念されています。

このため、担い手に政策支援を集中化・重点化し、担い手を育成・確保することにより、構造改革が加速化され、生産性の高い担い手による生産の増大、生産コストの低減や品質の向上が図られるとともに、消費者や食品産業のニーズに的確に対応した農産物の安定的な供給や、国内農産物の需要の拡大が図られ、食料自給率の向上につながるものと考えています。

なお、食料自給率は、国内生産のみならず、国民の消費の在り方に大きく左右されるものです。

### Q4 担い手育成をどのように行うのですか？

A 経営安定対策(品目横断的政策)の19年産からの導入などの政策転換に向け、「担い手」を育成・確保するため、行政・農業団体それぞれの体制を整備し、認定農業者の認定の加速化、規模拡大、集落営農の組織化、新たな経営安定対策の先駆けと位置付けられる米政策改革の担い手経営安定対策の加入促進などの取組を全国運動として展開していきます。

## Q5 品目横断的政策とはどういう政策ですか？

A 「品目横断的政策」とは、個々の作物ではなく経営全体に着目して支援する政策のことで、複数の作物の組み合わせによる営農が行われている水田作と畑作について新たに導入しようとするものです。

支援の仕組みは、

諸外国との生産条件格差の顕在化している品目について、その格差を是正するものと、市場で形成される農産物価格が下落した場合に、経営単位の収入・所得の変動に応じて補てんするもの  
とから構成されます。

なお、野菜・果樹・畜産など、その作物の生産に特化した経営が主体の分野については、現行の品目別対策を適切に見直しながら対応していくことが適当と考えています。

すなわち、品目横断的政策は、単に農業者の所得が減少した場合に、その一定割合を無条件に補てんするといったものではなく、納税者である国民の理解が得られるものとする  
ことが必要と考えています。

## Q6 経営安定対策の導入と米政策との関係はどうするのですか？

A 平成14年から2年間にわたって大議論を行った末、米政策改革が取りまとめられ、平成16年度から米政策の大転換を進めているものです。

もとより、現時点では、定められた改革ステップに基づいて、これを着実に推進していくことが重要です。したがって、新たな経営安定対策の導入に当たっては、こうした米政策改革と十分な整合性を確保する形で進めていく必要があります。

Q7 農地は株式会社に開放されるのですか？特区制度は地域に受け入れられたのですか？

A 現在、特区制度の中で、全国で株式会社も含めて68の法人がリースにより農地を利用していますが、これらの取組は、地域との十分な話し合いの下で、円滑な定着が図られており、現場からは積極的な評価も寄せられているところです。

こうした実態を踏まえて、農地のリース特区を全国展開することとしています。具体的には、市町村と株式会社などがきちんと農業を行うと協定を締結した場合に、市町村などが法人に農地をリースする仕組みとすることを考えています。

協定違反の場合はリース契約を解除することとしており、農地の適切な利用は確保されることとなります。

Q8 地域振興政策はどのようなのですか。

A 我が国の農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成が不可欠であるとともに、その発展の基盤である農村の活性化が必要です。すなわち、産業政策と地域振興政策は、いわば農政における車の両輪といえるものです。

このため、生産基盤や生活基盤の整備をはじめとする地域振興政策についても、今後は、農業者を含めた地域住民などの様々な役割分担を明確にしつつ、その目的を効率的に達成していくための政策体系の見直しを行っていく必要があると考えています。資源保全施策も、こうした地域振興政策の体系見直しの一環として、19年度から新たに導入するべく検討しているものです。

・Q 小規模農家や兼業農家対策として理解してよいのですか？

A 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤である農村は、農業者のみならずその他の地域住民も含めた地域が一体的に参加する取組の下、都市住民やNPOとの連携も取り入れつつ振興していく必要があります。

したがって、農地・農業用水等の資源の保全管理、地域資源を活用した地域経済の活性化などの地域振興政策は、小規模農家や兼業農家のためだけの対策ではなく、様々な役割を担う地域社会の関係者が共同で行う取組などを対象とすることが適当です。

Q9 資源保全施策とは、どういうものですか？資源保全施策は、中山間直接支払を平野部向けに展開するものなのですか？

A 資源保全施策は、国民共有の財産である農地・農業用水などの資源を良好な状態で次世代に継承していくための施策として導入を検討しているものです。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における平地地域との生産条件の不利を補正するための施策であり、WTO農業協定でも支援を削減する義務の無いものとされています。

このことから、中山間地域等直接支払制度の対象範囲を平地地域まで拡大したのでは制度の趣旨にそぐわないことにもなり、中山間直接支払を平野部向けに展開するというものではありません。

Q10 新たな農業生産環境施策とはどういうものですか。一定の環境基準に該当しない農業はできなくなるのですか。

A 国民の期待に応え、環境と調和した農業生産を推進していくため、農業者が最低限取り組むべき規範(環境規範)を策定するとともに、環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を19年度から導入するべく検討していきます。

この環境規範は、法的な強制力を持つようなものではなく、実践しなければすぐに農業ができなくなるものではありませんが、国の各種支援を農業者が受ける場合には、その実践を義務づけることにしています。